

徳山藩の地方支配一端

—正月十五日庄屋・町年寄への節飯儀式—

小山 良昌

徳山毛利家文庫『御藏本日記』は、元禄元年（一六八八）から慶応四年（一八六八）に至るまでの、徳山藩内藩政・民政に関する出来事を書き上げた記録で、若干の欠落はあるものの全一、一六五冊からなる一大史料群である。

同日記によると、徳山藩の地方支配について、毎年正月十五日を式日と定め、藩内諸村の庄屋、徳山町年寄・目代、枝町年寄・同目代らを徳山城下町の御客屋に集めて一汁三菜の馳走を振る舞うと共に、正徳五年（一七一五）に制定した「庄屋・百姓等の心得」を読み聞かせ、村内の年貢の徵収・民生の安寧に精勤するよう命じている。

た。この式日への出席については、冬期で、しかも気候不安定な時期にあつたため、海上が荒れて出席不可能な諸島の庄屋、風邪などのために健康を害して欠席する庄屋など、結構欠席者が目につく状況ではあった。

徳山城下町を概観すると、北側山手の岐山山麓一帯に広大な藩主居館である「御館」が広がり、その南方には整然と区画された武家屋敷区域が設けられ、その南端を東西に走る桜馬場を境にして、南側一帯に町屋敷地域が広く展開し、その南部の海浜近くを山陽道が東西に走り、その沿道に商家が立ち並んでいた。「御客屋」は山陽道筋の徳山町中心部、高札場や番所が置かれたすぐ側に設け

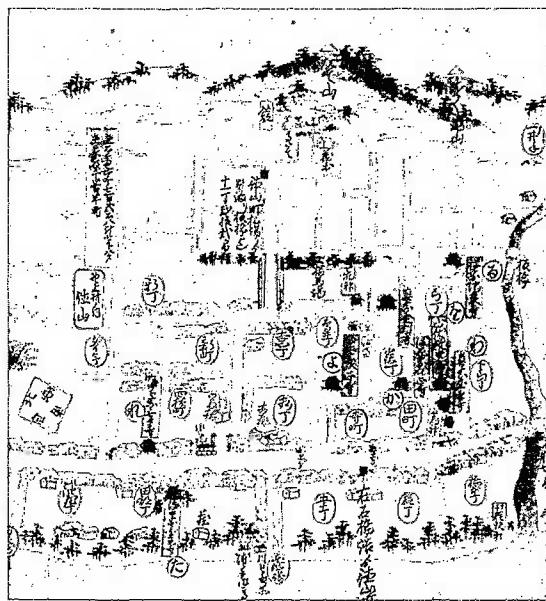


図1 徳山城下街概略図（『御国廻御行程記』より）

られたいた。（図1参照）
式日の当日、庄屋・年寄らは藩主が在國中は御館に参上し、御書院の「波之間」（並之間）において御目見が許された。御館への参上については、普段藩府から格別な所用がある時以外は禁止されていた。したがつて、御

館へ参上することは、庄屋・町年寄達にとつては大変名譽なことであつた。町屋敷地域から武家屋敷地域へ至る桜馬場番所で先ずチエックを受け、閑静な武家屋敷地域を通り過ぎると武家屋敷地域の北端勢屯町へ至り、そこから御館へ至る一本道の三の門、二の門、本門をそれぞれチエックを受けながら通り、ようやく御館に到着した。恰特に正装した各村庄屋達は、帯刀が許された者はそれぞれ帯刀し、まず庄屋全員の御目見を行い、次いで町年寄達の藩主への御目見が行われた。その際、庄屋・町年寄らは慣例として藩主から盃（酒）を賜つたが、その反面庄屋らは年始の御祝儀として藩府に対し「御樽代」を献上する慣わしとしとなつていた。その金額は最初は貫目と定められた。

藩主への御目見が終わると、庄屋・町年寄らは御館を後にし、会場を「御客屋」に移してそこで節飯を賜つた。隔年のことであるが、参勤交代により藩主が江戸に参

上して国元不在の際には、庄屋・町年寄らは直接「御客屋」に参集した。

御客屋においては、藩の民政を預かる最高権威者の当役をはじめ、代官役、町奉行役、御藏本詰御田付役、評定役、両人役などの諸役人が出席した。諸役人は「一二之間」に入り、庄屋・町年寄らは「三之間」に入室して待つことしばし、当役が「一之間」に着座すると三之間と二之間の間を仕切っていた屏風が取り払われた。そこで、当役から役儀の心遣いの挨拶があり、嘉例により節飯を行う旨の発言があり、それを終えて当役は退去した。(図2 参照)

それが終わると、南前御代官の下役が「正徳之御書付」条目を読み聞かせ、代官からも今後とも役儀に精勤するようなど挨拶があつた。

この「正徳之御書付」の内容が、主に庄屋を対象に心得を説いたものであつて、町役人・町年寄に対する心得ではなかつたので、町役人らは寛政五年（一七九三）以

徳山藩の地方支配一端（小山）

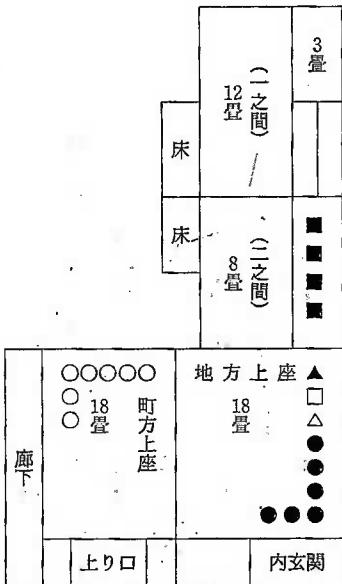


図2 御客屋内略図

降は御条目の読み聞かせの間は部屋から退出することとなつた。

この「正徳之御書付」は、正徳五年（一七一五）正月十五日、「庄屋百姓等の心得」を定めたもので、その条文は以下のとおりであつた。

一田畠不荒様ニ情を出ス事、公私のために候条弥緩セ仕間敷候、自然不精の百姓有之候ハ、曲事ニ可被仰

付事

一前々被仰出御条數堅可相守之、別て庄屋役相勤候者之儀は其村を預り、都合役被仰付之間、何事も身に引請、未々え下知をなし、小百姓ニ至迄身体相続様ニ心遣勿論也、并畔頭は相続て其組々の司たる間、是以右同前ニ相心得、百姓中諸役目無甲乙、耕作等緩せ無之様ニ沙汰すべし

尤庄屋役懈り有之は異見加へし、惣て地下取立之儀を肝要ニ一和せしめ可相勤事

一御米収納御定之斗升四ツを以夷儀土貢四斗ニして上

納可仕候、払斗ニしてハ四斗四升弐合也付、御藏米御家中米并町方え津出し仕候節、馬方人夫等盜取不申様ニ手堅可申付候、請取申先ニ拵目改候て請取申共、四斗四升弐合無之儀は足し米仕儀尤ニ候、若根廻シに延米有之とも差引なしに相渡事勿論也、畠方夏秋納銀共相定所の日限遲滞すべからざる事

一田方御検見之儀は公損も立、百姓迷惑歴然ニ付不被仰付之儀、雖然年により実のり悪敷或は風水干損之変有之は其村ニテ五人組は不及申、別て庄屋畔頭入念見分仕、御年貢不足ニ相極候ハ、御断可申出、御詮議之上拠なきにおけるハ下札限に御検見可被仰付候、若御検見之上納下札限、定免と超過之時は地下水を相妨のみにあらず、其者困窮不大形候間本人は不及申、下見仕者庄屋畔頭共ニ曲事ニ被仰付候間、下見入余渴々御年貢有之分は差出申間敷事

候、然上は庄屋畔頭見合、下草植付守護等至迄自

分之田同前に情を入可申付候、其上にても御年貢

不足ニ相極候ハ、御検見可被仰付候、若亦懲作と

候て捨作りなと仕候ハ、役人見分之上、其今損

は其村之實に被仰付、猶亦庄屋畔頭越度たるへき

事

一例年之通下札究被仰付候条人別相究、ほのき等ニ至

迄無相違様ニ二月晦日限に上ケ帳共ニ相調可申候、

無拠訛有之割田割畠等仕候とも石代の違不仕、其畔

反ニ割付可申候、尤延畝縮畝有之とも其本畝之割方

ニして広狭無之様ニ可仕事

付、家持百姓壱人下札一枚宛所持可仕候、自然下

札數多所持仕におけるては其本人は付及申、庄屋畔

頭共曲事可被仰付事

付、新百姓出来仕候ハ、家造或は田畠の畝反石高

等書付、御代官所え訴可請差図事

一衣類御法度の儀弥以可相守候、兼々被仰付之通家居

等ニ至迄私之奢仕間敷事

付、在々百姓共商完付仕、田畠ニ情を入可申候、

商ひ望のものハ町方え罷出候様ニ沙汰可仕事

一往還道橋掃除之儀、定之通解怠仕間敷事

付、在々之小道正月七月兩度先格之通掃除可仕事

一兼々被仰出候通、御家人并旅人等え対し小百姓に至

迄慮外之体付仕様相慎可申事

右条々相背者於有之ハ御法度可被仰付旨ニ候、庄屋中

此旨を相心得、小百姓召仕等ニ至迄急度相守候様ニ

常々手堅 可申聞者也

「正徳之御書付」の読み聞かせが終わると、ついで、

両人役など役人出席のもとに、庄屋の中でも過去一年間

に特に功績のあつた庄屋に対し、それぞれ別室に呼出し、

表彰の口上が読み上げられると共に、その功績に対して

銀錢や米を下賜する「庄屋表彰」が行われた。

例えば、元禄九年（一六九六）の庄屋表彰の場合、（以下

庄屋など氏名は省略）

徳山藩の地方支配一端（小山）

106

①

山田・富海両村庄屋

村の田畠が荒廃しているにもかかわらず、出精してよく年貢を皆済した。よつて、両村庄屋へ鳥田一貫文宛与える

②

西豊井庄屋

去年替米の節、萩領庄屋と度々出合、地下の御用繁多でよく出精した。よつて、鳥田一貫文を与える

③

奈古・大井両村庄屋

ここ数年地下の諸役をよく勤め、年貢皆済に出精した。よつて、両村庄屋へ米一俵宛与える
この庄屋表彰については、以後毎年一月十五日の節飯が行われる度に必ず表彰が行われた。

元禄十四年（一七〇二）の節飯の際は、藩主が江戸在勤中であったため御目見はなく、直接御客屋に於いて儀式が行われた。その際の庄屋表彰は、御客屋三之間において行われた。

①

四熊・山田両村庄屋へ米一俵宛

②

大道理・栗屋・弥地（夜市）・上村（二名）各村庄屋へ金百匹宛

翌十五年の節飯の際の庄屋表彰は、

①

四熊・山田両村庄屋へ米一俵宛

②

温見村庄屋へは昨年の年貢を〆切日以前に皆済したもので金百匹宛

③

大向村庄屋へは村内の支配に手腕を發揮して良く治めたので金百匹宛

正徳二年（一七一二）の節飯の際の庄屋表彰は、

①

大井・上村・相島（大島）・野島各村庄屋へ年貢の

取立について、役筋を全うして入念によく勤務したので金百匹宛

同

四年は徳山藩の改易の年に当たるが、恒例の節飯

儀式は以下の通りであった。

御客屋に於いて諸庄屋・役人など集まり、御式台で庄屋達に「御ヶ条」を読み聞かせ、ついで料理を頂戴。料

理が終わつて、年貢取立に出精した庄屋を一人宛三之間へ呼出して表彰した。

- ① 四熊・山田両村庄屋へ米二俵宛
② 河内・下村・奈古・温見・来巻・富海各村庄屋へ

は金百匹宛

表彰終了後、三之間に勢ぞろいし、御役人は中二之間に詰め、当職玄蕃殿が挨拶。

この「庄屋表彰」は、天明七年（一七八七）以降は表彰基準が変わり、前年の年貢の上納状況により「年貢皆済の早い村」順に、「一番皆済村」「二番皆済村」「三番皆

以上のように、藩内各村の庄屋・町年寄らは、隔年毎に正月十五日に藩主に御田見し、その席上盃（酒）を頂戴し、御客屋では「一汁三菜」の節飯を受けて名譽心をくすぐられると共に、当役以下の役人の前で庄屋・農民の心構えを説かれ、庄屋間の年貢皆済競争に駆り出されることとなつた。

表彰を終えた後、例年のとおり諸庄屋に対し「一汁三菜」の節飯を開始した。なお、節飯の相伴者は代官手子、町奉行手子などがあつた。

文化九年節飯の際、「一汁三菜」の馳走内容は次の通りをさせて、出来る限り年貢米の早期完納を仕向けたものであつたが、現実には皆済が早期に達成できる村とそうでない村とがあり、表彰の対象となる総村数三二村の

内、大島村、栗屋村、大津島村の三村が毎年一番・二番表彰の常連で、三番皆済に福川村、富海村、川曲村、讓羽村、奈古村、上村、大向村などが時々顔を出す程度であつた。

屋名前記載を省略、その内病氣欠席者八名)

被下之

徳山町年寄目代 河村幸助（以下七名の名前記載を省略）

一支配之頭役并御蔵本役人、如例毎時過より追々御客屋出張

町奉行||本多猪人

南前御代官||松岡要助

須万村御代官||坂賀賢治

御目付役||遠藤近助

兩人役||小川新助

兩人役||三木四郎五郎

兩人役||今田勝次

右上役人中拾持着用

代官所下代||山原文平

須万同||寺田光助

奈古下代||山本源五左衛門

町奉行下役||内村

林藏

右麻持着用、御代官所・町奉行所下役之分ハ格子之間ニて相伴勤之

御蔵本筆者||神田淀五郎

右麻持着用取持トして被差出、近年之通御番飯御賄

徳山藩の地方支配一端（小山）

一 静馬殿え御客屋掻候上小使を以申上、即刻御客屋え御

下り、御当役間ニ御着座、月番兩人役二ノ間出迎、御

用所勤中御挨拶申上、町奉行御代官も御挨拶罷出候、

火鉢多葉粉盆等御付廻り筆者役通ひニて差出候、拵又

書院三ノ間上之敷居際三尺通程明屏風片々南北え延し

建切、其次え庄屋溜置、二ノ間南側ニ町奉行南前御代

官須万御代官、北側ニ御用所役人相詰、静馬殿月番兩

人役案内ニテ上ノ間え御出、其上ニテ屏風仕切を取り除

せ御逢有之、此時南前御代官役取合申上候上、静馬

殿何れも役儀心遣、今日御嘉例之通御節飯被下候段御

挨拶有之、左候て地下役人共次之間え引せ候上、静馬

殿御勝手え御引、即刻何れも御挨拶仕、御退去被成候、

其節ニ之間御用所役人中相詰送之

一其後庄屋中え御条目如例読渡之、其次第玄関之間東之

方御目付役御用所役人西御代官役列座、西面南上西下

代玄関間内下之敷居際北面ニ相詰、其次格子之間ニ庄

屋共呼出、相揃候上御条目（正徳之御書付也）南前御代官之下役読之、畢て御代官役より役儀弥出情候様相應ニ申聞、月番之兩人役よりも御嘉例之御節飯被下候

ニ付ては及挨拶候事

但、御代官所支配えは御条目ニ付、町奉行同下役、

町役人之上下共近年吟昧之上出席無之事

一右御条目席ニテ引続去秋旱皆済之村方庄屋え御賞美之

御切紙被下之候下役達之

一銀壱両宛

一番 大津嶋庄屋 伊藤小左衛門

二番 大島 同 安達五右衛門

三番 奈古村 同 小野市兵衛

右御切紙兼て御代官より御蔵本え申込、相伺候上及

其達置候事

其後例席一八疊二間ニ膳出之、相伴之下役人え格子之間ニおいて膳出之、通ひ役中間組勤之

一役人中一同ニ膳之上一度、酒之席一度挨拶罷出、下役

代官より申出候事

人中取持候事

一右三付賄方出張

御賄物方役

野村助右衛門

一家具方組付三人（御手廻子相雇差出）

但、十四日・十五日出勤

一勵夫荒仕子五人（御作事方遂沙汰候）

但、十四日・十五日出勤

一通ひ組付八人

但、十五日出勤兩人役手付三人 打廻り方手子

一人 御代官手付一人 御勘定所小使一人 御

蔵本小使二人相雇差出候事

一町煮方雇之

右御買物方役人以下如例御番飯被下之候事

右之通取計、無滞頂戴相済、暮時御役人中引取候事
間ニおいて膳出之、通ひ役中間組勤之

但、徳山村庄屋總代トして御役人中礼勤申付候段、御